特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等(告示事項)改正案の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則に基づく特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の改正案の概要は以下のとおり。

1.改正の趣旨

マングース科の一種であるシママングースは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成17年5月25日農林水産省・環境省令第2号。以下「施行規則」という。)」において未判定外来生物に指定されており、その輸入が規制されている。

今般、当該種を輸入しようとする者から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。)」第 21 条に基づき届出があった。当該種の生態系等への被害の可能性などについて特定外来生物等専門家会合において意見聴取したところ、「生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあり、特定外来生物の指定対象とすることが適切である」との意見が得られた。このため、平成 21 年 12 月 4 日に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)により、特定外来生物としてシママングースを追加することとした。

特定外来生物に指定されたシママングースの飼養等は法第4条により原則禁止となるが、法第5条に基づき許可を受けて飼養等をすることができる。ただし、生態系等に係る被害を防ぐ必要があるため、逸出を防止できる構造及び強度を有する等の基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)に限って飼養等を許可することとしている。

特定飼養等施設の基準の細目等に関しては、省令の規定により、次の事項を告示で定めることとしている。

特定飼養等施設の基準の細目(施行規則第5条第2項)()

飼養等の許可の有効期間(施行規則第7条第1号)

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間(施行規則第7条第2号)

識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法(施行規則第8条第2号)

特定外来生物の取扱方法(施行規則第8条第4号)

()特定飼養等施設の基準の細目では、告示の第1条で、施設のタイプを おり型施設等、 擁壁式施設等、 移動用施設、 水槽型施設等、 人工池沼型施設等の5タイプに区分し、それぞれの施設ごとに満たすべき要件 を規定している。

2. 改正の内容

特定外来生物に追加するシママングースに係る特定飼養等施設の基準の細目等を、下記のとおり定める。

なお、「湿潤な地域に生息するジャワマングースと比べると、シママングースは乾燥地に生息するという違いはあるが、生態的にも似ており、近縁種である。」という学識者意見(第5回特定外来生物等専門家グループ会合)及び当該種の特徴等の実態を踏まえ、特定外来生物であるジャワマングースと同等の特定飼養等施設の基準の細目等を、シママングースについても定めることとする。

具体的には、以下のとおりである;

特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設。

飼養等の許可の有効期間

万年間

届出が必要となる数量変更の事由及び届出を行わなければならない期間

飼養等をする個体の数量が増加又は減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から

三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣の届け出ること。 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの 埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該 個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出するこ と。

特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。